

# 山形市再犯防止推進計画

令和4年度～令和8年度

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



この計画の推進により、SDGsのこのゴールの達成に貢献することを目指します

令和4年3月

山形市



# はじめに

山形市長 佐藤 孝弘

犯罪白書によりますと、わが国では、平成14年をピークに刑法犯の認知件数は18年連続で減少し、令和2年は、61万4,231件と戦後最少を更新しました。一方で、刑法犯検挙者のうち、再犯者の占める割合は、一貫して上昇しており、令和2年は、49.1%と約半数を占めております。

山形市における刑法犯認知件数も減少しておりますが、山形警察署管区内の再犯者の占める割合は、51.1%と5割を超えております。

罪を犯した人たちの中には、住まいや就労先を確保することができないなど、社会復帰に向けた十分な支援を受けられずに、孤立を深め、再び罪を犯してしまう人も少なくありません。

山形市では、令和3年3月に策定した第3次山形市地域福祉計画において、「地域とつながり 幸せをつむぐまち やまがた ～地域共生社会をめざして～」を基本理念とし、罪を犯した人が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指しております。

また、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、令和3年8月に「山形市再犯防止推進協議会」を設置し、市内の更生保護団体や関係機関から御意見をいただき、山形市再犯防止推進計画を策定しました。

今後は、これまで以上に国や県、関係団体等と連携しながら再犯防止の取組を進めてまいりますので、市民の皆様をはじめ、事業者、学校などの皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、様々な視点から貴重な御意見と御提言をいただきました山形市再犯防止推進協議会の委員の皆様をはじめ、御協力いただきました関係機関、団体の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和4年3月

# 目 次

<b>第1章 計画の策定に当たって</b> .....	1
1 計画策定の背景と目的 .....	1
2 計画の位置づけ .....	1
3 計画の期間 .....	2
4 計画に基づく再犯防止施策の対象者 .....	2
5 SDGsとの関係について .....	2
<b>第2章 山形市における再犯防止を取り巻く状況</b> .....	3
1 犯罪に関する状況 .....	3
(1) 刑法犯の認知件数の推移 .....	3
(2) 刑法犯検挙者における再犯者の状況 .....	4
(3) 山形警察署管区内における検挙者（少年を除く）の状況 .....	5
2 刑事施設等の入所者に関する状況 .....	8
(1) 刑事施設入所者における年齢別の状況 .....	8
(2) 刑事施設入所者における教育程度別の状況 .....	10
(3) 刑事施設入所者における犯行時の就業状況 .....	11
(4) 刑務所出所時に帰住先がない人の状況 .....	13
3 再犯防止に係る状況 .....	14
(1) 保護司の状況 .....	14
(2) 協力雇用主の状況 .....	14
<b>第3章 計画の体系</b> .....	15
<b>第4章 施策の展開</b> .....	16
重点目標1 住居及び就労の確保 .....	16
(1) 住居の確保に向けた支援 .....	16
(2) 就労先の確保に向けた支援 .....	17
重点目標2 保健医療・福祉サービスの利用促進 .....	18
(1) 高齢者・障がい者・生活困窮者等への支援 .....	18
(2) 依存を有する人への支援 .....	19

重点目標 3 地域帰住に向けた効果的な支援	20
(1) 刑事司法手続の段階に応じた支援	20
重点目標 4 少年の非行防止と修学支援	22
(1) 非行の未然防止に向けた支援	22
(2) 学校等と連携した修学支援	23
重点目標 5 民間協力者の活動促進と広報活動の推進	24
(1) 民間協力者の活動への支援	24
(2) 広報・啓発活動の推進	25

## 第5章 計画の推進体制等 26

1 計画の推進体制	26
(1) 関係機関等との連携・協力	26
(2) 庁内の推進体制	26
2 計画の進捗管理	26

## 資料編 27

1 再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）	27
2 山形市再犯防止推進協議会設置要綱	29
3 計画の策定経過	30
4 用語集	31

# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の背景と目的

全国における刑法犯<sup>※</sup>の認知件数<sup>※</sup>は平成14年にピークを迎えましたが、平成15年以降は減少を続け、令和2年は戦後最少を更新しました。一方、刑法犯により検挙された再犯者<sup>※</sup>については、平成18年をピークとして減少しているものの、それを上回るペースで初犯者が減少していることから、検挙者数に占める再犯者数の比率は一貫して上昇しています。

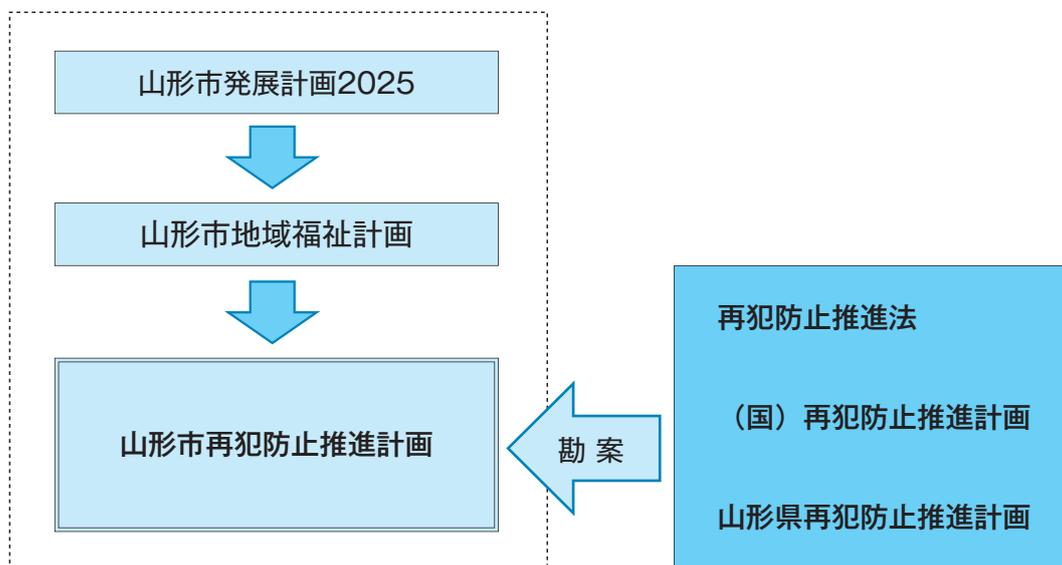
こうした現状の中、国において平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」という。)が公布・施行され、同法に基づき、平成29年12月に「再犯防止推進計画」(以下「推進計画」という。)が策定されました。

再犯防止推進法では、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務を有すること、推進計画を勘案して、地方再犯防止計画を定めるよう努めなければならないことが規定されており、これらを受けて山形県では、令和3年3月に「山形県再犯防止推進計画」を策定しました。

こうした国や県の動きを踏まえ、山形市では、罪を犯した人等が孤立することなく、住民の理解と協力を得て、社会の一員として円滑に復帰することができるよう支援することで、すべての住民が犯罪の被害を受けることを防止し、安全・安心に暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、山形市再犯防止推進計画を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」です。また、国の再犯防止推進計画や山形県再犯防止推進計画の基本方針や取組内容などを勘案するとともに、山形市の最上位計画である「山形市発展計画2025」や、福祉分野の上位計画である「第3次山形市地域福祉計画」を踏まえながら、山形市における再犯防止に関する各種施策・取組をとりまとめた個別計画として位置づけます。



### 3 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とします。

計画期間	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
R2~R6		山形市発展計画2025							
R3~R7			第3次山形市地域福祉計画						
R4~R8				山形市再犯防止推進計画					
H30~R4	(国) 再犯防止推進計画								
R3~R7			山形県再犯防止推進計画						

### 4 計画に基づく再犯防止施策の対象者

本計画は、不起訴<sup>\*</sup>処分になった人、罰金・科料<sup>\*</sup>を受けた人、執行猶予<sup>\*</sup>者、矯正施設<sup>\*</sup>（刑務所<sup>\*</sup>、少年院等）出所者、非行少年<sup>\*</sup>又は非行少年だった人のうち、年齢や性別を問わず支援が必要な人を対象とします。必要に応じ、これらの家族も対象とします。

### 5 SDGsとの関係について

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年（2025年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、令和12年（2030年）までに先進国と発展途上国がともに取り組む持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17の大目標と169のターゲットが設定されています。

国の再犯防止推進計画の基本方針の一つである「誰ひとり取り残さない」社会の実現は、SDGsの理念とも合致するため、山形市でも特に再犯防止施策と関連の深い下記SDGsのゴールの視点を持ちながら取組を行います。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 1 犯罪に関する状況

## (1) 刑法犯の認知件数の推移

全国における刑法犯の認知件数は、平成15年以降18年連続で減少しており、令和2年は61万4,231件と戦後最少を更新しました。

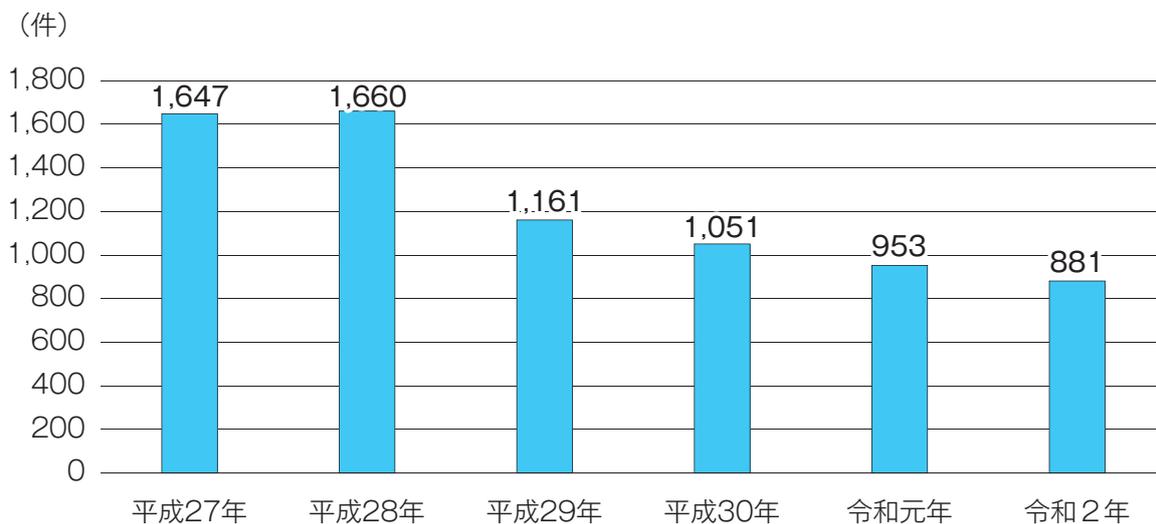
山形県、山形市においても国と同様に減少傾向にあります。山形市の令和2年12月末における刑法犯の認知件数は881件であり、平成27年と比較すると766件減少し、割合にして約46.5%の減となっています。

刑法犯認知件数の推移（全国、山形県、山形市）

	刑法犯認知件数 (件)		
	全国	山形県	山形市
平成27年	1,098,969	5,014	1,647
平成28年	996,120	4,896	1,660
平成29年	915,042	3,975	1,161
平成30年	817,338	3,614	1,051
令和元年	748,559	3,275	953
令和2年	614,231	3,085	881

(出典：警察白書 統計資料)

刑法犯認知件数の推移（山形市）



(出典：山形県警察本部 山形県内の犯罪統計)

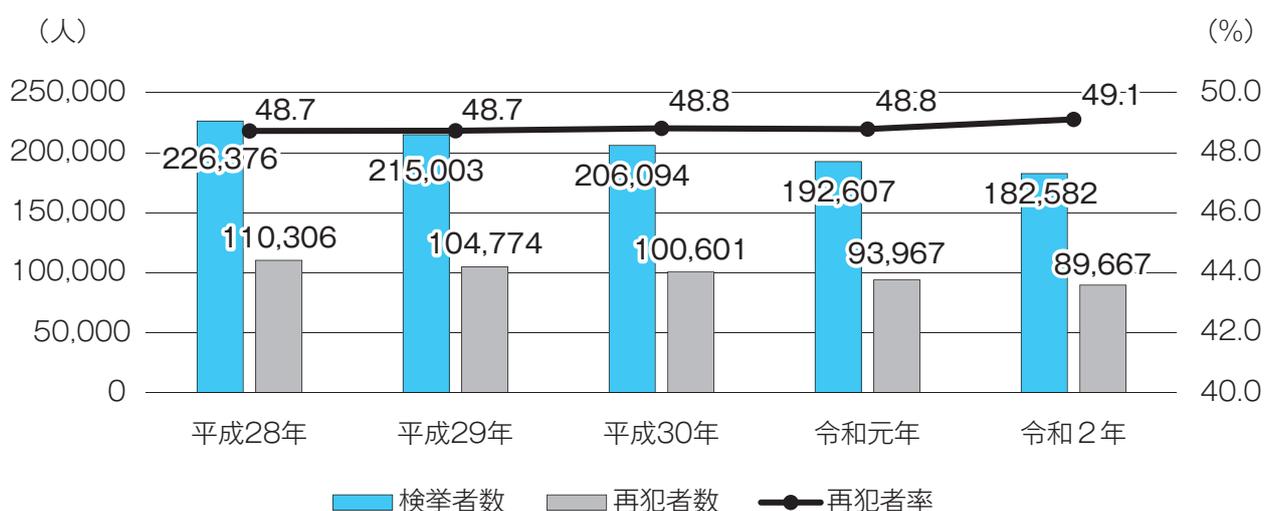
## (2) 刑法犯検挙者における再犯者の状況

全国の刑法犯検挙者数における再犯者数は年々減少しており、令和2年は8万9,667人でした。一方、初犯者数が再犯者数以上に減少していることから、再犯者率は増加傾向にあり、令和2年は49.1%と過去最高でした。

山形県においては、再犯者数は年々減少傾向にありましたが、令和2年は前年から増加し692人でした。再犯者率\*についても令和2年は前年から増加し46.0%でした。

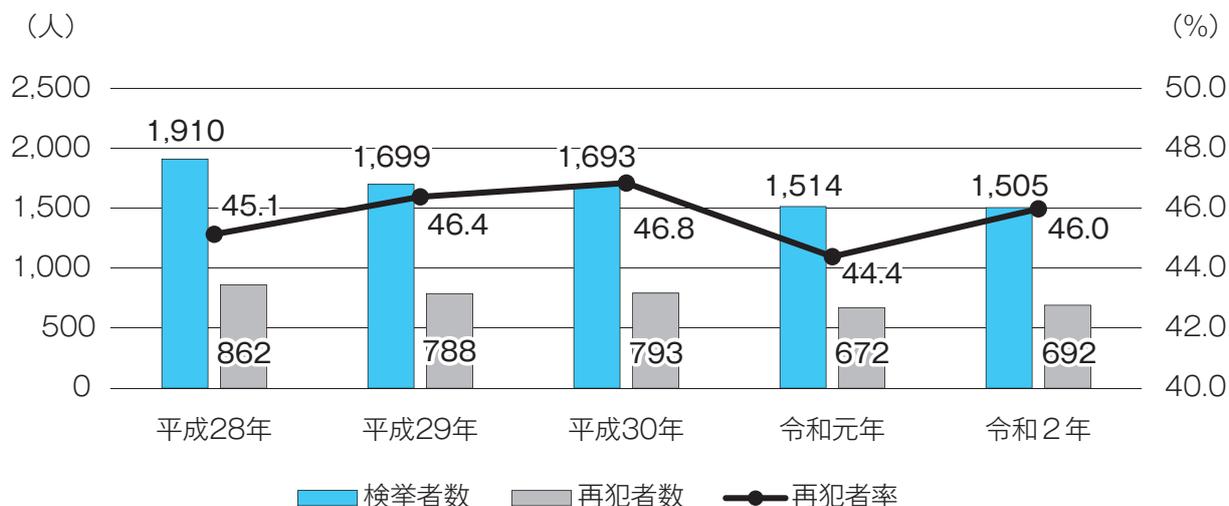
山形警察署管区内における少年を除く刑法犯検挙者については、年々再犯者数が減少傾向にありましたが、令和2年は前年から増加し、191人でした。平成29年から令和元年にかけては再犯者率も減少していましたが、令和2年は増加し、51.1%となっています。

### 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移（全国）



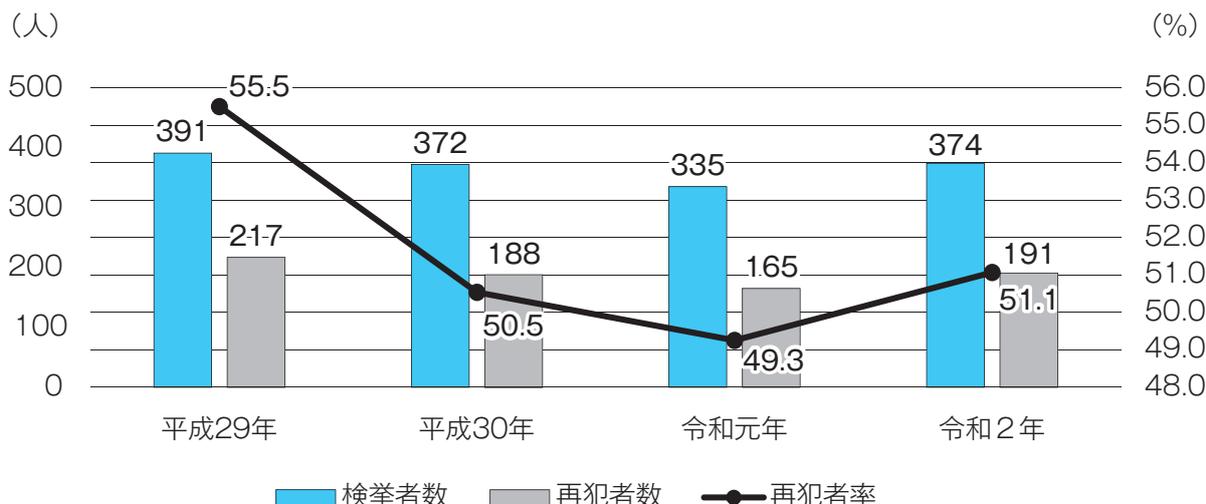
(出典：令和3年度版犯罪白書)

### 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移（山形県）



(出典：法務省)

### 刑法犯検挙者（少年を除く）中の再犯者数及び再犯者率の推移（山形警察署管内）



(出典：法務省矯正局提供データを基に山形市作成)

(注) 山形警察署管内は山形市、山辺町、中山町の1市2町を指す。

### (3) 山形警察署管内における検挙者（少年を除く）の状況

令和2年の山形警察署管内における少年を除く刑法犯検挙者の状況を見ると、凶悪犯が5人、粗暴犯が121人、窃盗犯が184人、知能犯が27人、風俗犯が5人、その他刑法犯が32人となっており、全体の80%以上が粗暴犯と窃盗犯です。

再犯者の状況では、窃盗犯が117人と最も多く、全体の約6割を占めています。年齢別の状況を見ると、20歳から64歳までの検挙者においては、粗暴犯と窃盗犯が多いのに対し、65歳以上の高齢者においては、70%以上が窃盗犯で検挙されています。

#### 令和2年 罪種別刑法犯検挙者（少年を除く）における状況（山形警察署管内）

	罪種別検挙者数 (少年を除く) (人)	総数	初犯者・再犯者別		犯行時の職業別	
			初犯者	再犯者	有職者	無職者 (学生等含む)
令和2年	刑法犯総数	374	183	191	207	167
	うち凶悪犯	5	3	2	1	4
	うち粗暴犯	121	80	41	94	27
	うち窃盗犯	184	67	117	74	110
	うち知能犯	27	10	17	14	13
	うち風俗犯	5	3	2	1	4
	その他刑法犯	32	20	12	23	9
	覚醒剤取締法	3	0	3	2	1
	麻薬等取締法	0	0	0	0	0
	大麻取締法	1	0	1	1	0

(出典：法務省矯正局提供データを基に山形市作成)

## 令和2年 罪種別刑法犯検挙者（少年を除く）における年齢別状況（山形警察署管内）

罪種別検挙者数 （少年を除く） （人）		総数	犯行時の年齢別					
			20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
令和2年	刑法犯総数	374	72	56	70	57	25	94
	うち凶悪犯	5	1	0	0	0	2	2
	うち粗暴犯	121	32	24	29	17	4	15
	うち窃盗犯	184	26	24	26	29	12	67
	うち知能犯	27	4	5	4	5	2	7
	うち風俗犯	5	1	1	1	0	1	1
	その他刑法犯	32	8	2	10	6	4	2
	覚醒剤取締法	3	0	1	0	1	1	0
	麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	1	0	1	0	0	0	0

（出典：法務省矯正局提供データを基に山形市作成）

（注） 凶悪犯は殺人、強盗、放火及び強制性交等を指す。

粗暴犯は暴行、傷害、脅迫、恐喝及び凶器準備集合を指す。

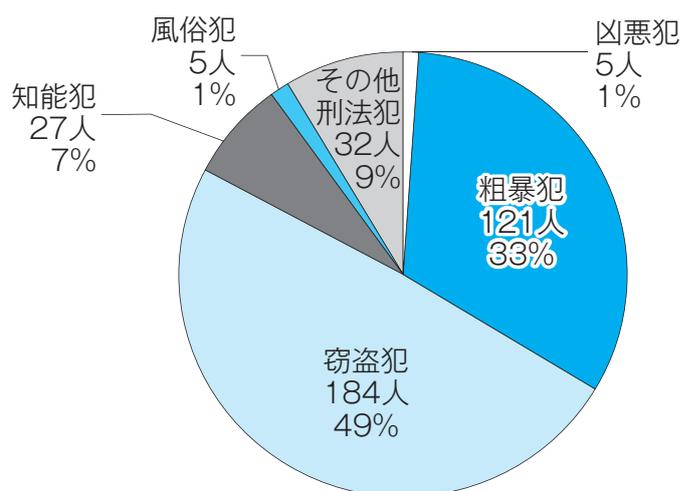
窃盗犯は窃盗を指す。

知能犯は詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任及び「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪を指す。

風俗犯は賭博及びわいせつを指す。

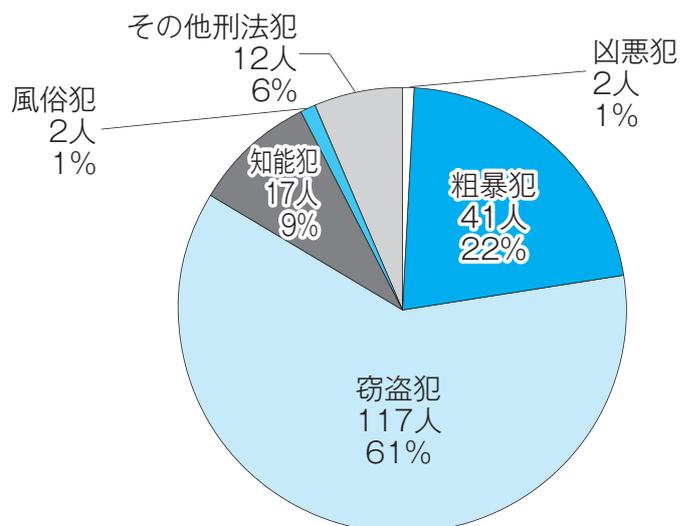
その他の刑法犯は公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等上記に掲げるもの以外の刑法犯を指す。

## 令和2年 刑法犯検挙者（少年を除く）総数の罪種別内訳（山形警察署管内）



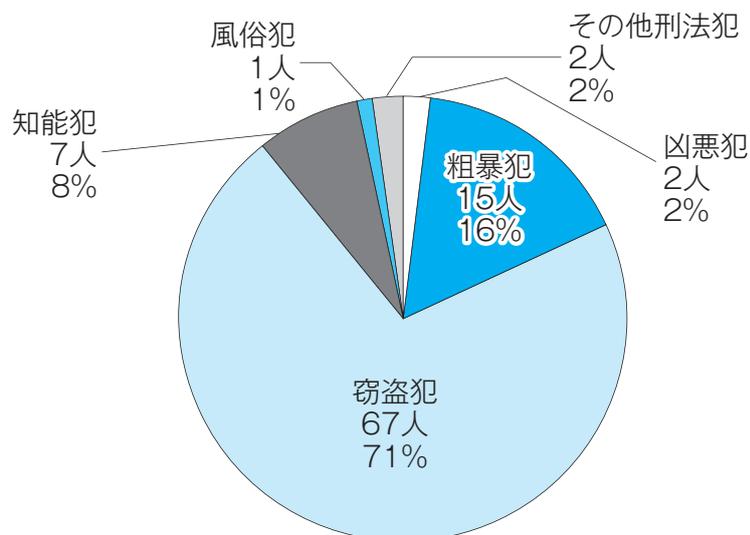
（出典：法務省矯正局提供データを基に山形市作成）

令和2年 再犯者（少年を除く）の罪種別内訳（山形警察署管内）



（出典：法務省矯正局提供データを基に山形市作成）

令和2年 高齢者（65歳以上）検挙者の罪種別内訳（山形警察署管内）



（出典：法務省矯正局提供データを基に山形市作成）

## 2 刑事施設等の入所者に関する状況

### (1) 刑事施設入所者における年齢別の状況

令和2年の新受刑者（その年に新たに刑事施設に入所した者）で、犯罪時に山形県に居住していた人は61人でした。うち、65歳未満の人は42人、65歳以上の高齢者は19人となっています。再入者率（受刑者のうち刑事施設に再入所した人の割合）を見ると、65歳未満では47.6%であるのに対し、65歳以上の高齢者は78.9%と、高齢者の方が、31.3ポイント高くなっています。

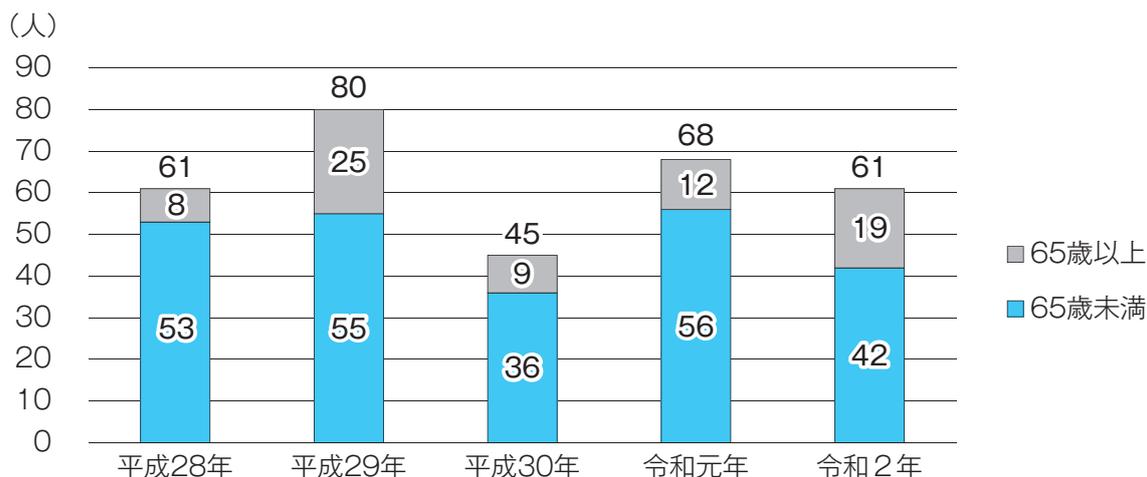
全国においても、高齢者の再入者率は65歳未満の人に比較して高く、近年は70%前後で推移しています。

年齢別 新受刑者数及び再入者率の推移（山形県・全国）

		山形県		全国	
		65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上
平成28年	新受刑者総数（人）	53	8	17,969	2,498
	うち初入者数（人）	28	4	7,543	745
	うち再入者数（人）	25	4	10,426	1,753
	再入者率（%）	47.2	50.0	58.0	70.2
平成29年	新受刑者総数（人）	55	25	17,058	2,278
	うち初入者数（人）	29	13	7,209	651
	うち再入者数（人）	26	12	9,849	1,627
	再入者率（%）	47.3	48.0	57.7	71.4
平成30年	新受刑者総数（人）	36	9	16,050	2,222
	うち初入者数（人）	20	3	6,780	590
	うち再入者数（人）	16	6	9,270	1,632
	再入者率（%）	44.4	66.7	57.8	73.4
令和元年	新受刑者総数（人）	56	12	15,212	2,252
	うち初入者数（人）	25	2	6,640	637
	うち再入者数（人）	31	10	8,572	1,615
	再入者率（%）	55.4	83.3	56.4	71.7
令和2年	新受刑者総数（人）	42	19	14,477	2,143
	うち初入者数（人）	22	4	6,381	599
	うち再入者数（人）	20	15	8,096	1,544
	再入者率（%）	47.6	78.9	55.9	72.0

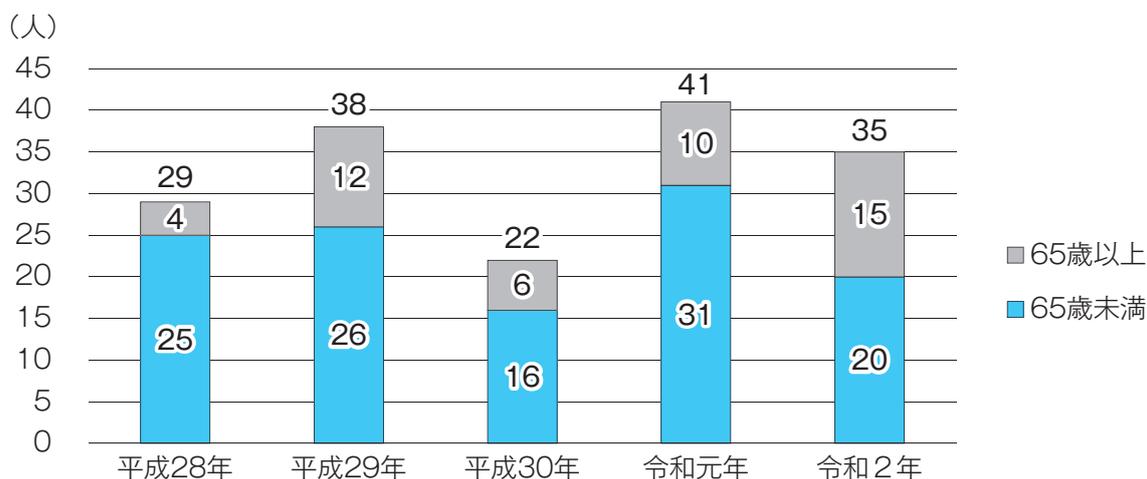
（出典：法務省矯正局提供データを基に山形市作成）

### 年齢別 新受刑者数の推移（山形県）



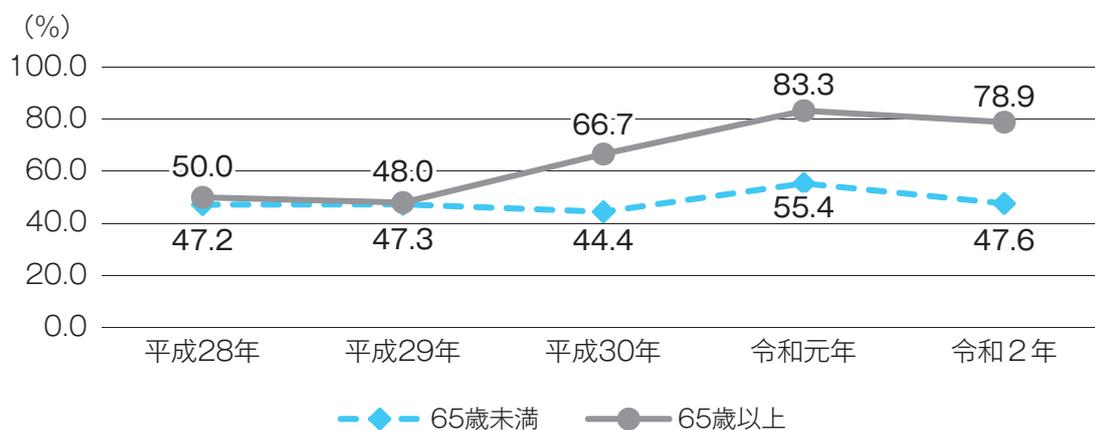
（出典：法務省矯正局提供データを基に山形市作成）

### 年齢別 新受刑者数のうち再入者数の推移（山形県）



（出典：法務省矯正局提供データを基に山形市作成）

### 年齢別 再入者率の推移（山形県）



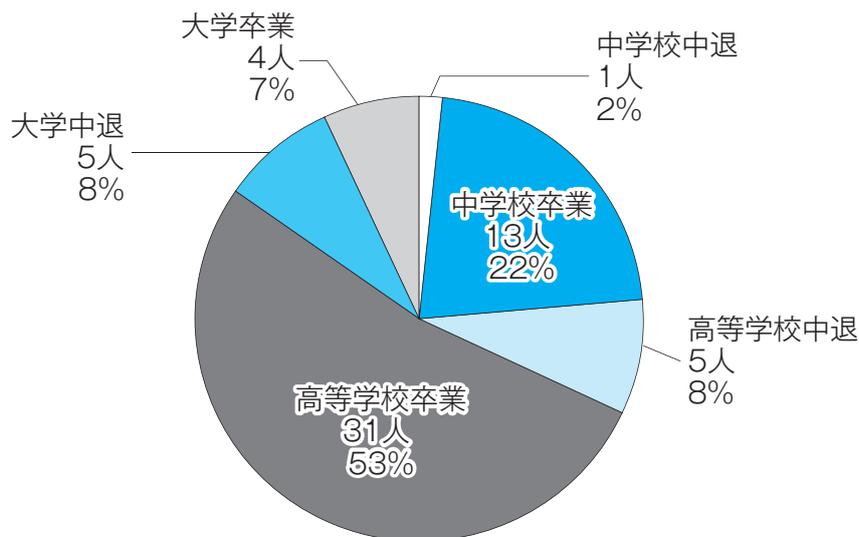
（出典：法務省矯正局提供データを基に山形市作成）

## (2) 刑事施設入所者における教育程度別の状況

令和2年において、犯罪時山形県に居住していた新受刑者61人を教育程度別に見ると、中学校中退が1人、中学校卒業が13人、高等学校中退が5人、高等学校卒業が31人、大学中退が5人、大学卒業が4人となっています。中学校を中退した人及び中学校卒業後に高等学校へ進学していない人、高等学校を中退した人を合計すると32%で、全体の3割以上を占めています。

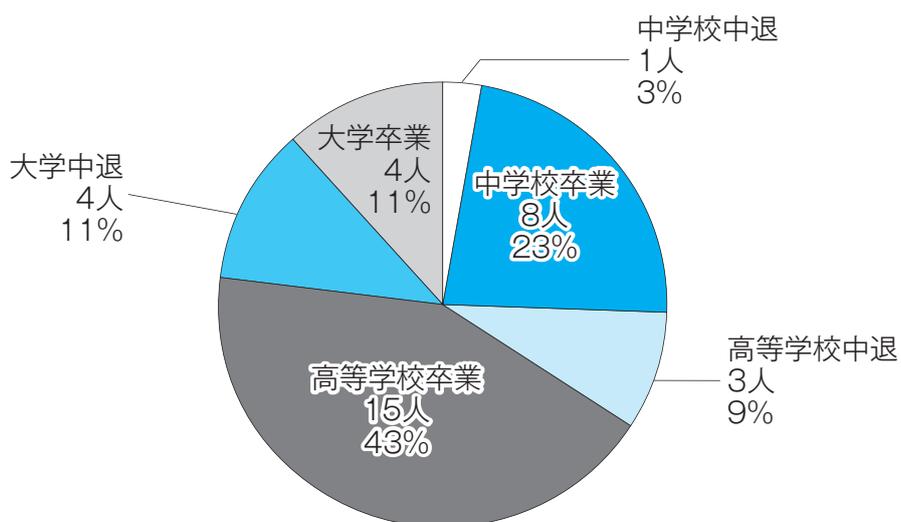
再入者（受刑者のうち刑事施設に再入所した者）に限定して見ると、高等学校を卒業していない人の割合は更に増加し、全体の3分の1以上を占めています。

令和2年 新受刑者の教育程度別状況（山形県）



（出典：法務省矯正局提供データを基に山形市作成）

令和2年 新受刑者のうち再入者の教育程度別状況（山形県）



（出典：法務省矯正局提供データを基に山形市作成）

### (3) 刑事施設入所者における犯行時の就業状況

令和2年における新受刑者61人について、犯行時の就業状況別に見ると、有職者が15人、無職者が46人と、無職者が有職者の約3.1倍となっています。過去5年間に於ける新受刑者の状況でも、一貫して無職者の数が有職者の数を上回っています。再入者のみに限定しても同じ傾向が見られ、再入者率も平成28年を除いて無職者の方が高くなっています。

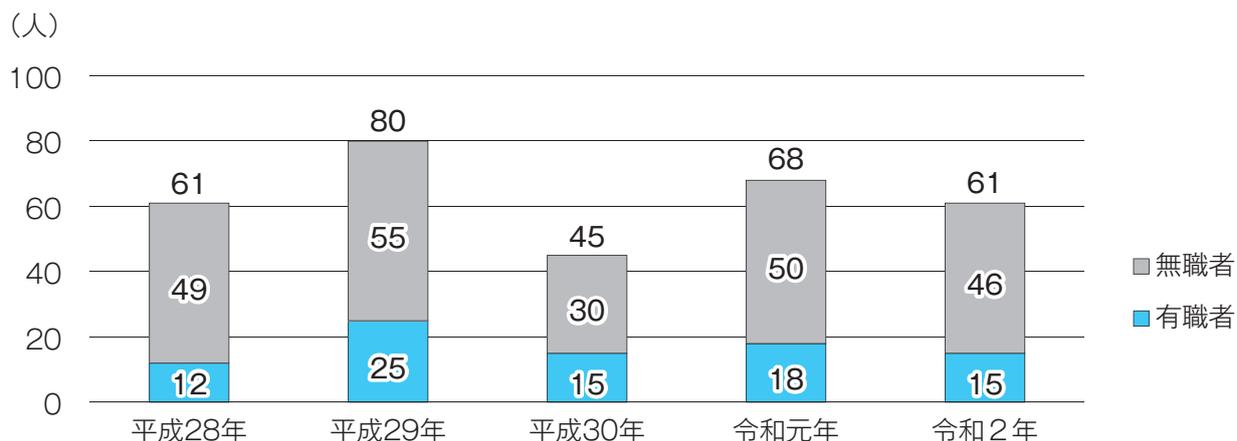
就業状況別 新受刑者数及び再入者率の推移（山形県・全国）

		山形県			全 国		
		有職者	無職者	その他	有職者	無職者	その他
平成28年	新受刑者総数（人）	12	49	0	6,181	14,236	50
	うち初入者数（人）	6	26	0	2,879	5,373	36
	うち再入者数（人）	6	23	0	3,302	8,863	14
	再入者率（％）	50.0	46.9	0.0	53.4	62.3	28.0
平成29年	新受刑者総数（人）	25	55	0	5,967	13,309	60
	うち初入者数（人）	14	28	0	2,801	5,014	45
	うち再入者数（人）	11	27	0	3,166	8,295	15
	再入者率（％）	44.0	49.1	0.0	53.1	62.3	25.0
平成30年	新受刑者総数（人）	15	30	0	5,619	12,575	78
	うち初入者数（人）	10	13	0	2,589	4,730	51
	うち再入者数（人）	5	17	0	3,030	7,845	27
	再入者率（％）	33.3	56.7	0.0	53.9	62.4	34.6
令和元年	新受刑者総数（人）	18	50	0	5,512	11,873	79
	うち初入者数（人）	8	19	0	2,573	4,644	60
	うち再入者数（人）	10	31	0	2,939	7,229	19
	再入者率（％）	55.6	62.0	0.0	53.3	60.9	24.1
令和2年	新受刑者総数（人）	15	46	0	5,070	11,450	100
	うち初入者数（人）	9	17	0	2,380	4,531	69
	うち再入者数（人）	6	29	0	2,690	6,919	31
	再入者率（％）	40.0	63.0	0.0	53.1	60.4	31.0

（出典：法務省矯正局提供データを基に山形市作成）

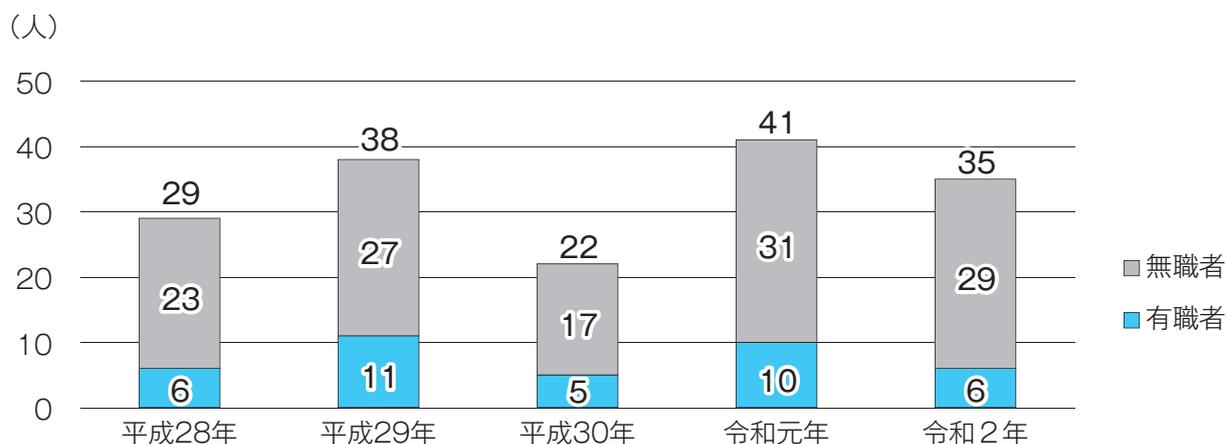
（注）「その他」は、学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を指す。

### 就業状況別 新受刑者数の推移（山形県）



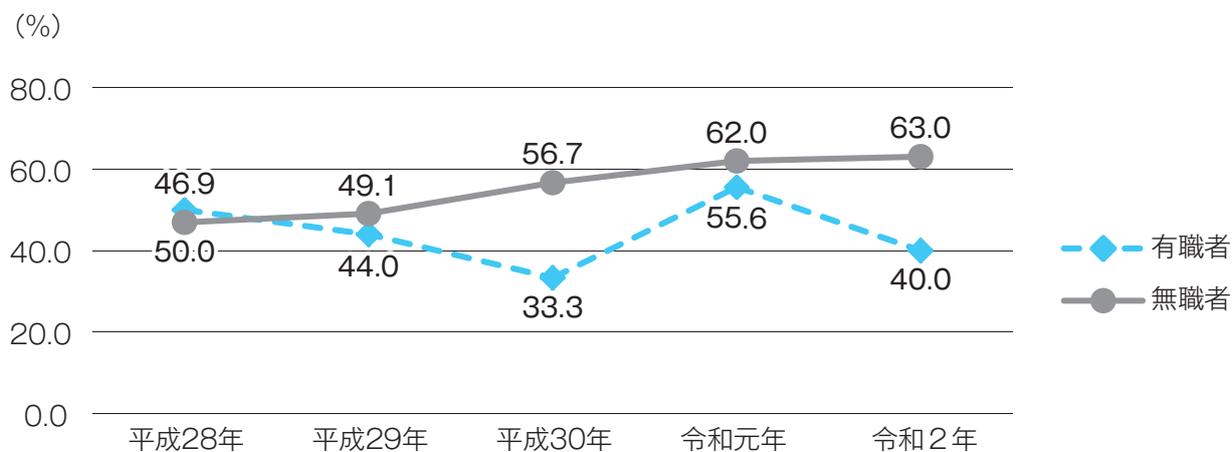
（出典：法務省矯正局提供データを基に山形市作成）

### 就業状況別 新受刑者のうち再入者の推移（山形県）



（出典：法務省矯正局提供データを基に山形市作成）

### 就業状況別 再入者率の推移（山形県）



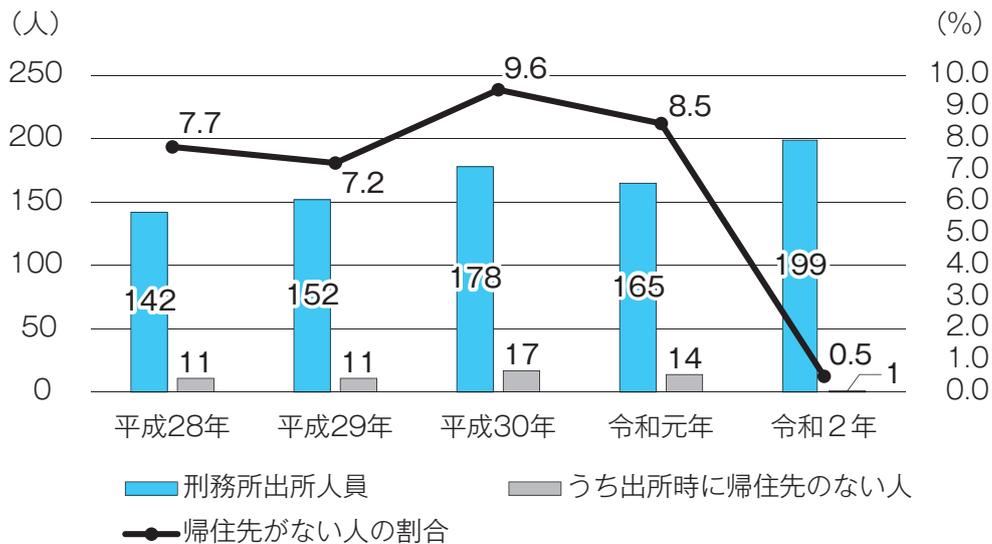
（出典：法務省矯正局提供データを基に山形市作成）

#### (4) 刑務所出所時に帰住先がない人の状況

令和2年において、山形刑務所から出所した際に帰住先\*がなかった人は1人で、出所人員199人に占める割合は0.5%となっています。過去5年間の状況を見ると、平成28年から令和元年にかけては数・割合ともに概ね横ばいとなっていました。令和2年に大きく減少しています。

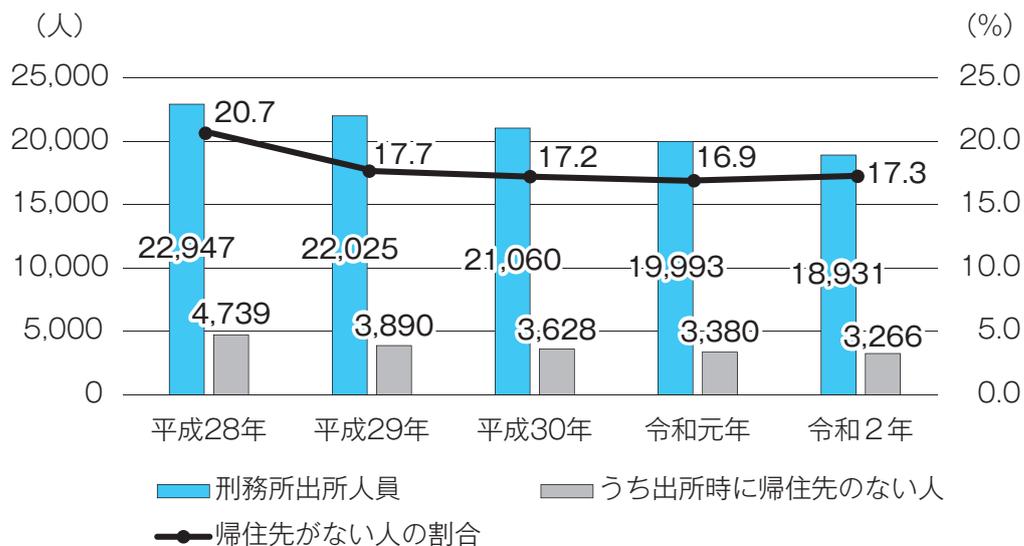
全国においては、帰住先がない人の数は減少傾向にあります。割合は横ばいとなっています。令和2年においても、約17%の人が帰住先のないまま刑務所から出所している現状です。

刑務所出所時に帰住先がない人の数及び割合の推移（山形県）



(出典：法務省矯正局提供データを基に山形市作成)

刑務所出所時に帰住先がない人の数及び割合の推移（全国）



(出典：法務省矯正局提供データを基に山形市作成)

### 3 再犯防止に係る状況

#### (1) 保護司の状況

令和3年における山形市の保護司<sup>\*</sup>数は109人です。定員115人に対し、充足率は94.8%となっており、平均年齢は64.4歳です。全国の保護司数、保護司充足率は減少傾向、平均年齢はやや上昇傾向にありますが、山形市ではどちらも概ね横ばいとなっています。

#### 保護司数及び充足率（全国、山形県、山形市）

	全 国 (定員：52,500人)		山形県 (定員：666人)		山形市 (定員：115人)	
	保護司数(人)	充足率(%)	保護司数(人)	充足率(%)	保護司数(人)	充足率(%)
平成29年	47,909	91.3	643	96.5	110	95.7
平成30年	47,641	90.7	640	96.1	108	93.9
令和元年	47,245	90.0	641	96.2	111	96.5
令和2年	46,763	89.1	630	94.6	108	93.9
令和3年	46,358	88.3	626	94.0	109	94.8

(出典：山形保護観察所提供データを基に山形市作成 各年1月1日現在)

#### 保護司の平均年齢の推移（全国、山形県、山形市）

(歳)	全 国	山形県	山形市
平成29年	65.0	65.2	65.1
平成30年	65.1	65.2	64.7
令和元年	65.1	65.2	63.8
令和2年	65.1	65.5	64.2
令和3年	65.2	65.5	64.4

(出典：山形保護観察所提供データを基に山形市作成 各年1月1日現在)

#### (2) 協力雇用主の状況

令和2年の山形市における協力雇用主<sup>\*</sup>は68社です。平成28年から比較すると、15社の増となっています。山形県においては397社で、平成28年から比較すると9社の増となっています。

#### 協力雇用主の状況（山形県、山形市）

(社)	山形県	山形市
平成28年	386	53
平成29年	401	53
平成30年	371	55
令和元年	384	65
令和2年	397	68

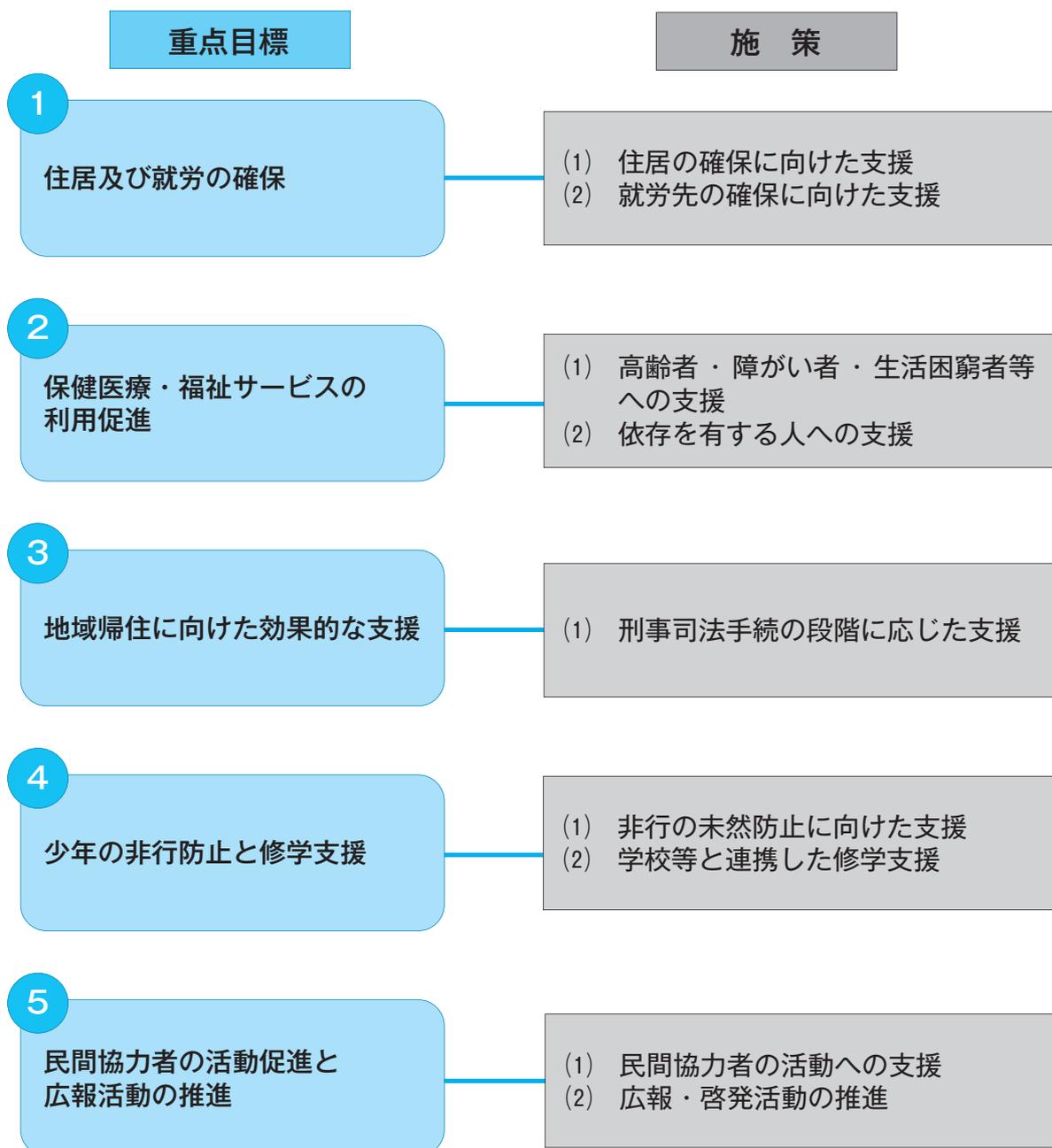
(出典：山形保護観察所提供データを基に山形市作成 平成30年まで4月1日現在、令和元年から10月1日現在)

## 第3章 計画の体系

住民が犯罪の被害を受けることなく、安全・安心に暮らすことができる地域社会の実現を図るためには、罪を犯した人が孤独を抱えないよう、地域全体で見守り、社会復帰ができるよう支えていく必要があります。

また、罪を犯した人は、安定した住居や就労先がない人、高齢者、障がい者、生活困窮者といった福祉的な支援が必要な人や厳しい生育環境にあった人など、様々な課題を抱えています。

再び罪を犯さないようにするためには、行政をはじめ、刑事司法関係機関、民間協力者などが一丸となり、息の長い支援を行うことが重要なことから、次の5つの重点目標を掲げ、それぞれの重点目標に対応した各施策を実施し、本計画を推進します。



## 第4章 施策の展開

### 重点目標 1 住居及び就労の確保

#### 施策 (1) 住居の確保に向けた支援

##### ◇現状と課題

地域の中で安定した社会生活を営むためには、住居の確保が必要不可欠です。しかし、刑務所等の刑事施設から出所する際に、帰住先を確保できない人が一定数存在します。令和2年において、全国で刑務所から出所した人のうちの17.3%が、帰住先がない状態での出所となっています。2020年矯正統計年報によると、満期出所者に限れば4割以上が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所しています。また、出所後に住居を確保しようとした際、親族や身元保証人等がないことにより賃貸住宅の契約が難航することもあります。

帰住先がない状態では生活の基盤を築くことが困難であり、再び犯罪に走るリスクが大きくなることから、住居の確保に向けた支援が必要です。

##### ◇関連する取組・施策

###### ■セーフティネット住宅の供給

- ・ 刑事施設出所者等住宅確保要配慮者<sup>\*</sup>の入居を拒まないセーフティネット住宅<sup>\*</sup>の登録を促進するとともに、住宅確保要配慮者に対し賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援を行う居住支援法人や福祉機関等と連携して、住宅確保要配慮者の円滑な住宅確保に向けた支援を行います。

###### ■市営住宅の供給

- ・ 市営住宅の募集状況等についてホームページ等を通じた情報提供を行い、市営住宅の供給による住宅確保要配慮者の住まい確保を進めます。

###### ■住居確保給付金の支給

- ・ 離職後2年以内若しくは休業等により収入が減少し、離職等と同等程度の状態であり、就労能力及び就労意欲があるにもかかわらず、住居を失った若しくは失うおそれのある人に対して住居確保給付金を支給します。

###### ■居住支援協議会の開催

- ・ 住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、設置を予定している居住支援協議会<sup>\*</sup>において、ニーズ把握や効果的な取組について協議を行います。

###### ■更生保護施設等の活用

- ・ 帰住先のない刑事施設出所者や生活困窮者等が一時的に居住する場として、更生保護施設<sup>\*</sup>や無料低額宿泊所<sup>\*</sup>を活用できるよう情報提供を行います。

## 施策 (2) 就労先の確保に向けた支援

### ◇現状と課題

全国の刑務所に入所した人の犯行時における就労状況を見ると、仕事に就いていない人が仕事に就いている人と比較して圧倒的に多く、倍以上の差があります。再入所者に限定すると、その傾向は高まり、無職者が有職者の約2.5倍となっています。また、再入者率で比較しても、無職者の方が高い状況となっており、就労の有無は再犯防止において重要な要素であることがわかります。

しかし、罪を犯した人が就労先を探す場合においても、住居を確保する際と同様に、罪を犯した過去や、就労するに当たって必要な知識や資格等を有していないこと等を忌避されて、円滑に求職活動が進まない場合もあります。

就労することは、収入を得て安定した生活を送るために必要というのみならず、社会的な役割を持つことや、自分自身の個性を発揮することにもつながり、再犯防止においても大きな役割を持つため、就労先の確保に向けた支援が必要です。

### ◇関連する取組・施策

#### ◆生活困窮者等への就労支援

- ・ 就労が可能な状態でありながら様々な要因により就労につながらない生活困窮者や生活保護受給者に対し、事業説明会や就労体験を実施し、居場所づくりや社会的自立に向けた助言や指導など、就労に向けた支援を行います。

#### ◆高齢者等への就労支援

- ・ シルバー人材センターやハローワークと連携し、会員や高齢者等の就労先のニーズを踏まえながら、働く意欲のある高齢者が就労できるよう支援します。

#### ◆障がい者に対する就労支援

- ・ 一般企業への就労を希望する障がい者に対して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援サービスの提供や、一般就労まで至らない障がい者に対して生産活動と訓練の場の提供を行う就労継続支援サービスを行います。

#### ◆協力雇用主に対する建設工事の競争入札における優遇措置

- ・ 建設工事の請負契約において、山形市総合評価一般競争入札方式で落札者を決定する場合、更生保護<sup>\*</sup>の協力雇用主として登録を有する事業者の評価点を加算します。

## 重点目標2 保健医療・福祉サービスの利用促進

### 施策 (1) 高齢者・障がい者・生活困窮者等への支援

#### ◇現状と課題

平均寿命の延伸や少子化による若年人口の減少等の理由により高齢化が進展していますが、刑法犯検挙者に占める高齢者の比率も上昇が進んでいます。令和3年度版犯罪白書によると、全国における刑法犯の検挙者に占める65歳以上の高齢者の比率は、平成3年には2.4%だったのに対し、令和2年では22.8%を占めています。刑事施設等の入所者に関しても、65歳以上の高齢者は65歳未満の人に比べて再入所率が高く、受刑者の70%以上が再入者となっています。

また、知的障がいのある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています。更に、罪を犯した人は高齢、障がい、生活困窮、ひきこもり、社会的孤立といった一つの分野に留まらない複雑化・複合化した問題を抱えていることもあります。

こうした、高齢者や障がい者、生活困窮者等をはじめとした福祉的な支援が必要な人に対し、適切な福祉サービスが利用できるようにすること、複雑・多問題を抱えている人に対して、多機関が連携して問題に取り組みながら支援をすることが求められます。

#### ◇関連する取組・施策

##### ◆重層的支援体制整備事業<sup>\*</sup>の実施

- ・各相談支援機関が、相談者の相談内容を担当分野に関わらず受け止め対応し、必要な関係機関につなぐ体制を整備します。
- ・高齢、障がい、生活困窮、子どもといった本人や世帯の属性を問わず相談ができるよう、市役所内の連携体制の強化を図ります。
- ・個々の制度の枠におさまらない複雑化・複合化した困りごとの相談に対応するため、制度と制度をつなぐ福祉まるごと相談員<sup>\*</sup>を配置します。
- ・地域住民が地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すことができるよう、趣味活動や交流、運動など、属性や世代を問わず相互に交流を図ることができる居場所づくりを支援します。

##### ◆支援会議の開催

- ・山形市支援会議を開催し、課題を抱えているが支援につながらない生活困窮者等の要支援者の情報共有を行い、必要な支援につなげます。

##### ◆福祉まるごと会議の開催

- ・山形市福祉まるごと会議を開催し、複合的な生活課題や制度の狭間にある課題の共有、課題解決のための仕組みづくりの検討を行います。

##### ◆高齢者に対する支援

- ・地域包括支援センター<sup>\*</sup>において、高齢者本人やその家族等からの相談対応や高齢者に関する様々なサービスの支援や調整を行います。
- ・高齢者が安心して尊厳のある生活を継続できるよう、成年後見センター<sup>\*</sup>を中心に、成年後

見制度の利用促進に向けた支援を行います。

- ・在宅医療・介護連携室ポピー<sup>\*</sup>を中心に、高齢者が必要な在宅医療・介護連携のための取組を推進します。

#### ◆障がい者に対する支援

- ・障がい者やその家族のための相談窓口である相談支援事業所<sup>\*</sup>において、障がい者に関する様々な相談に対応します。
- ・山形市保健所において、精神障がいやその疑いがある矯正施設出所者等に対し、医療の継続や生活の安定が図れるよう、医療機関や福祉機関など関係する機関と連携して支援を行います。

#### ◆生活困窮者に対する支援

- ・生活困窮者やその家族、その他関係機関からの相談に応じ、経済的な不安や困りごとを感じている人への支援を行い生活困窮者の自立の促進を図るため、生活サポート相談窓口<sup>\*</sup>を山形市役所と山形市社会福祉協議会に設置します。

## 施策 (2) 依存を有する人への支援

### ◆現状と課題

犯罪を繰り返す人の中には、様々な依存を有する人が少なくありません。薬物依存について、令和3年犯罪白書によると、覚せい剤取締法違反による検挙者数は減少傾向にあるものの、令和2年においても8,654人と高い水準を維持しており、出所受刑者の5年以内再入所率も他の罪名の出所受刑者と比べて高い傾向にあります。薬物依存以外にも、アルコール依存やギャンブル依存等様々な依存症がありますが、依存を有する人は心理的なトラブルを抱えていることが多く、悩みのはげ口として行っていた行為が継続し、自分の意志で止めることができなくなってしまう。

こうした依存症等の問題は一人で抱え込まず、周りの人や相談機関等に相談することが大切です。

### ◆関連する取組・施策

#### ◆こころの健康についての相談及び関係機関の周知

- ・精神疾患を含むこころの健康問題や依存症についての相談に対応します。また必要に応じて、山形県精神保健福祉センターの依存症相談会等や依存症専門医療機関、自助グループ等を周知します。

#### ◆薬物乱用防止の啓発

- ・薬物乱用防止のため、国や県、警察等と連携し、ポスター掲示やリーフレットの配布を行います。

## 重点目標3

## 地域帰住に向けた効果的な支援

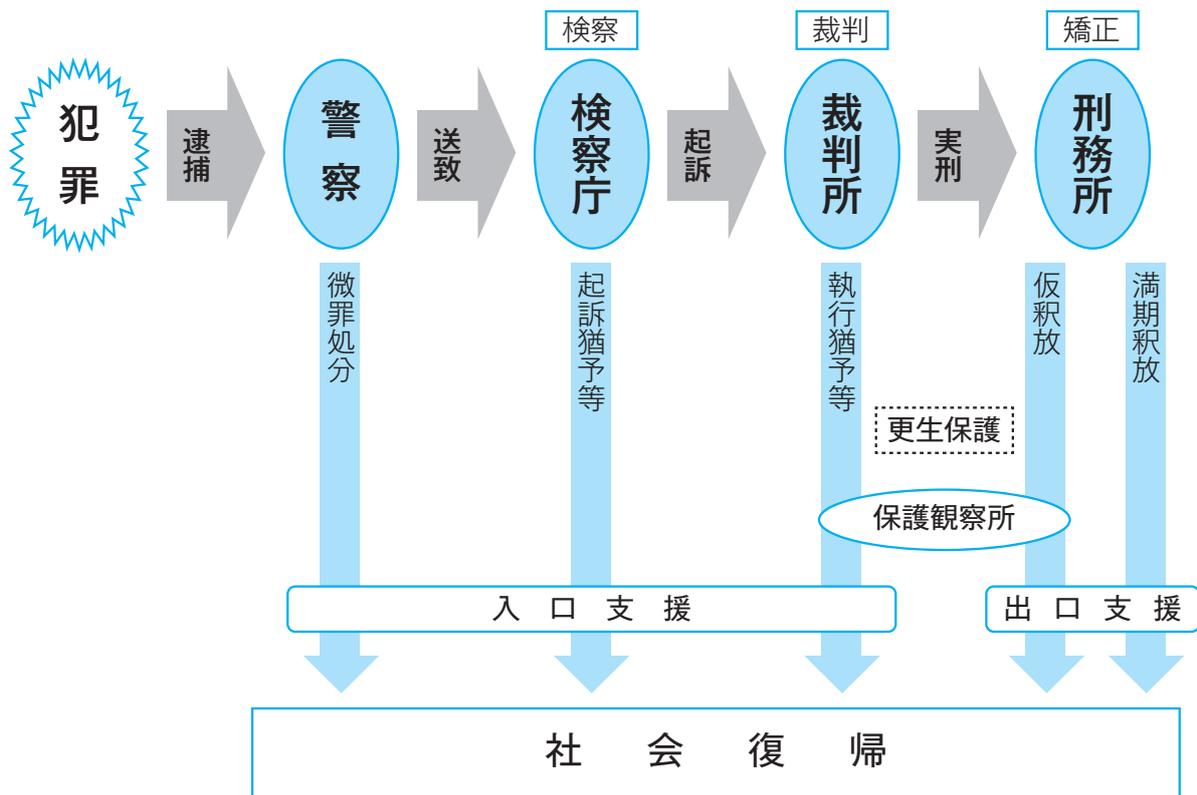
### 施策 (1) 刑事司法手続の段階に応じた支援

#### ◇現状と課題

警察等で検挙された人は、検察、裁判、矯正、更生保護の各段階でそれぞれ処遇を受けます。令和3年度版犯罪白書によると、全国において、警察等で検挙されたが微罪処分となった人が5万2,039人、検察庁\*が新規受理した人が80万3,752人、起訴\*された人が25万3,444人、刑事施設に入所した人は1万6,620人となっています。最終的に刑事施設に入所した人は、検察庁で新規受理した人から見ると約2.1%に過ぎなく、罪を犯した人等の多くは刑務所等の刑事施設に入所せず、刑事司法手続の段階に応じて社会復帰に至り、地域社会に戻るようになります。

そのため、再犯防止の推進を図るためには、刑務所等から出所した人に対する支援（出口支援）のみならず、罪を犯したが起訴猶予\*や執行猶予等になり、刑務所等へ入所していない人への支援（入口支援）も重要になります。

【刑事司法手続と社会復帰のイメージ図】



## ◇関連する取組・施策

### ■山形地方検察庁と連携した支援

- ・福祉まるごと相談員等が山形地方検察庁と連携し、不起訴処分や罰金刑になった人、執行猶予者等で、福祉サービスの提供や見守り等の支援を必要とする人に対し、行政機関や福祉機関、医療機関等の同行訪問、住居確保のサポート等を行い、生活の安定化と更生に向けた支援を行います。
- ・罪を犯した人が社会の中で孤立しないように、福祉、医療、経済的な支援につなげるための支援会議の開催や見守り訪問等の支援を行います。

### ■山形県地域生活定着支援センターと連携した支援

- ・山形県地域生活定着支援センターと連携し、高齢又は障がいのある被疑者・被告人や矯正施設から出所した人等で福祉的な支援が必要な人に対し、合同支援会議の開催等を通して、適切な行政サービスや福祉サービス等につなげられるよう支援を行います。



## 重点目標4 少年の非行防止と修学支援

### 施策 (1) 非行の未然防止に向けた支援

#### ◇現状と課題

非行に至る背景には、規範意識の低下やコミュニケーション能力の不足、家庭や地域社会における教育機能の低下、経済的困窮、いじめ、虐待、孤立など様々な要因が考えられます。令和2年度の「子供・若者白書」によると、内閣府が令和元年度に実施した「子供・若者の意識に関する調査」では、調査対象となった13歳から29歳までの子ども・若者のうち約半数が今までに困難経験があったと回答しています。

こうした要因による非行等や、非行等に至るまでの過程を原因として高等学校を中退する生徒も多い状態であることから、学校や警察等の関係機関と連携を図りながら、非行の未然防止に向けた取組が求められます。

#### ◇関連する取組・施策

##### ■街頭指導の実施

・各小学校区等で巡回活動を行い、青少年の声かけを通して、非行の未然防止や早期発見、早期の指導を行うなど、山形市青少年指導センター指導委員\*による非行防止を目的とする活動を行います。

##### ■少年相談の実施

・青少年が一人で悩みを抱えないよう、青少年指導センターの少年相談員による電話・メール・面談での悩み相談を行います。また、市のホームページにおいてSNS相談を実施している団体等を掲載している厚生労働省のホームページを紹介し、情報提供を行います。

##### ■青少年健全育成講演会の開催

・青少年の健全育成を推進し、青少年問題に対する市民全体の意識高揚を図るため、「子ども・若者育成支援強調月間」に合わせて講演会を開催します。

##### ■「いじめ・非行をなくそう」県民運動への取組

・山形県青少年育成県民会議などの青少年健全育成団体や学校と連携し、「いじめ・非行をなくそう」の標語募集やポスター、県広報紙を配布するなど、いじめ・非行の防止を呼びかけます。

##### ■インターネット等安全パトロールの実施

・児童・生徒に関するインターネットサイト上の掲示板等への書き込みがないか検索・閲覧を行い、状況によっては学校へ情報提供を行うなど、インターネット上の安全パトロールを実施します。

## 施策 (2) 学校等と連携した修学支援

### ◇現状と課題

山形県における高校進学率は99.5%で、中学校卒業後、ほとんどの人が高等学校に進学しています。しかし、令和2年において犯罪時に山形県に居住していた新受刑者の教育程度別状況を見ると、3割以上が中学校中退及び中学校卒業、高等学校中退と高等学校を卒業していない状況になっています。

教育の程度が必ずしも非行や犯罪につながるものではありませんが、人が成長・発達する過程において学びの果たす役割は大きく、特に青少年期に適切な学習機会が与えられることは、社会等からの疎外感や孤立の防止につながり、個人的人格形成や健全な社会の一員として自立するために重要であることから、学校等と連携した修学支援が必要になります。

### ◇関連する取組・施策

#### ■教育相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーク・コーディネーターの配置

- ・市内小中学校に教育相談員、小学校にスクールソーシャルワーカー<sup>\*</sup>、市教育委員会内にスクールソーシャルワーク・コーディネーター<sup>\*</sup>を配置し、いじめ等の問題行動の状況改善に向けて、児童生徒一人ひとりの実態に応じた支援を行います。
- ・総合学習センター内に教育相談員を配置し、児童生徒等が抱える様々な問題について、電話やメールによる相談や来所相談を行います。

#### ■いじめ防止の対策推進

- ・「山形市いじめ防止対策の推進に関する条例」及び「山形市いじめ防止基本方針」に基づき、山形市いじめ問題対策連絡協議会において、いじめ防止のために有効な対策及び連携の強化やいじめ防止等を目的とする啓発活動の促進についての協議を行います。また、山形市いじめ問題専門委員会において、いじめ防止に必要な対策に関することの審議や重大事態への対処等を行い、いじめ防止のための対策を推進します。

#### ■生活困窮世帯の子どもの学習支援・生活支援

- ・貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯及び生活保護世帯の子どもに対して、学習会の開催による学習支援を行います。また、保護者に対して、学習生活支援員<sup>\*</sup>の個別訪問による生活習慣及び育成環境の改善に関する助言、進路選択やその他の教育に関する助言等の生活支援を行います。

**施策** (1) 民間協力者の活動への支援

## ◇現状と課題

再犯防止や更生支援等に係る施策の実施は、地域において罪を犯した人等の指導や支援に当たる保護司や、罪を犯した人等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会<sup>\*</sup>、BBS会<sup>\*</sup>、協力事業主会等をはじめとする多数の民間ボランティアによる協力により支えられています。また、更生保護法人<sup>\*</sup>をはじめとする様々な民間団体による罪を犯した人等の自発的な社会復帰に向けた支援活動も行われています。

罪を犯した人等は相談ができる相手が少なく、社会から孤立してしまう場合もあるため、こうした民間ボランティアや民間団体等、民間協力者による取組は再犯防止を推進するうえで欠くことはできないものであり、とても大きな役割を果たしています。

一方、民間協力者の高齢化や今後の担い手不足といった課題もあるため、民間協力者への活動支援が大切になります。

## ◇関連する取組・施策

## ◆更生保護団体への支援

- ・ 犯罪や非行をした人等の改善更生の援助や、犯罪予防のための啓発活動などに取り組む山形地区保護司会を支援します。
- ・ 帰住先のない矯正施設出所者等を一定期間保護し、必要な生活指導等を行い、再犯防止と円滑な社会復帰を支援する更生保護法人羽陽和光会を支援します。

## ◆防犯協会への支援

- ・ 防犯思想の普及と啓発に努め、相互扶助の精神をもって治安の維持による明るい地域社会の実現を目指すため、各地域で防犯活動を行う山形市防犯協会に対して支援します。

## ◆社会福祉法人への支援

- ・ 刑務所出所者等に対して、社会福祉施設における中間的就労を含む就労の機会を提供するため、研修会の開催による関係者の理解促進等の取組を行う社会福祉法人を支援します。

## ◆協力雇用主に対する建設工事の競争入札における優遇措置（再掲）

- ・ 建設工事の請負契約において、山形市総合評価一般競争入札方式で落札者を決定する場合、更生保護の協力雇用主として登録を有する企業に評価点を加算します。

## 施策 (2) 広報・啓発活動の推進

### ◇現状と課題

罪を犯した人等が社会復帰をするためには、自らが犯した罪の責任を自覚して更生に向けた努力をする必要があることはもちろんですが、それだけではなく、罪を犯した人等が社会で孤立することがないように、地域住民の理解と協力のもとで再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。しかし、再犯防止に関する取組は、これまで地域住民にとってなじみが薄く身近ではないため、限られた人にしか認知されていないという課題があります。

再犯防止や罪を犯した人の社会復帰支援の重要性について理解の促進を図るため、行政や各関係機関、民間団体などが連携し、犯罪を防ぐ活動や取組の広報・啓発を行う必要があります。

### ◇関連する取組・施策

#### ◆「社会を明るくする運動」の推進

- ・国や県、更生保護団体、関係機関と連携し、住民が犯罪の防止や犯罪・非行をした人の矯正や更生保護等についての正しい理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くことを目的とする「社会を明るくする運動」<sup>\*</sup>を推進します。

#### ◆再犯防止啓発月間等における広報・啓発

- ・再犯防止啓発月間である7月に再犯防止の推進に関するポスターを掲示し、市民から罪を犯した人や非行をした人の再犯防止に対して理解と協力を得られるように広報・啓発を行います。
- ・刑務所出所者等を雇用する事業主をサポートするコレワーク東北<sup>\*</sup>と連携し、協力雇用主制度等に関する広報・啓発を行います。
- ・やまがた法務少年支援センター<sup>\*</sup>と連携し、同センターが行う地域における非行・犯罪の防止や健全育成に関する活動の広報・啓発を行います。

#### ◆人権週間における広報・啓発

- ・人権尊重思想の更なる普及高揚を図るため、毎年12月4日から10日までの人権週間に合わせて市の広報紙やホームページに人権に関する相談窓口の情報を掲載し、人権擁護に係る広報・啓発を行います。

## 第5章 計画の推進体制等

### 1 計画の推進体制

#### (1) 関係機関等との連携・協力

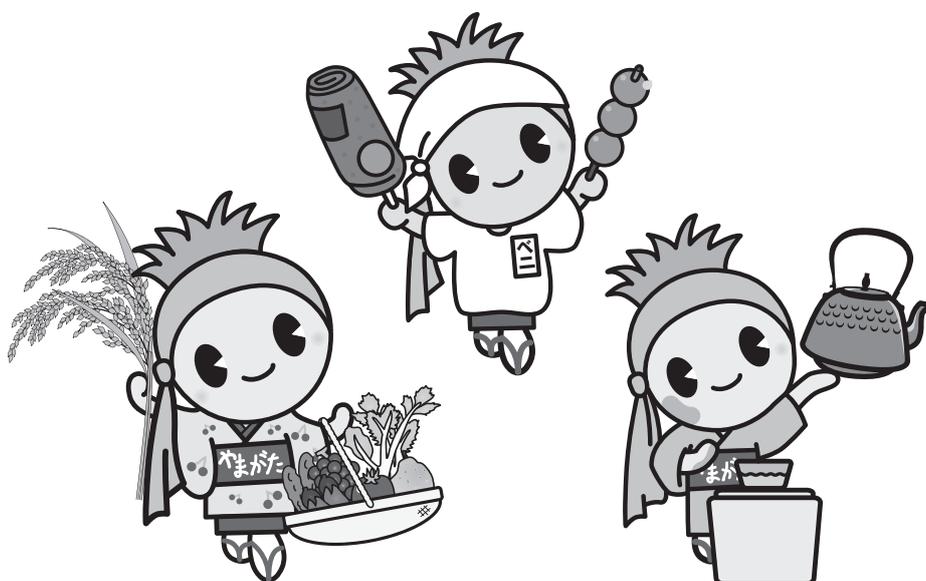
再犯防止に関する施策は、更生保護をはじめ、高齢、障がい、住宅、雇用、教育など幅広い分野にわたっています。本計画の推進には行政機関のみならず民間団体との協力が必要不可欠のため、国・県の機関や関係団体で構成する「山形市再犯防止推進協議会」との連携、協力のもと、情報交換や情報共有を行い、再犯防止に係る施策を総合的に推進します。

#### (2) 庁内の推進体制

再犯防止に係る施策の担当課による関係課長会議を開催し、庁内における再犯防止に係る取組の情報共有、連携強化を図ります。

### 2 計画の進捗管理

計画の確実な推進を図るため、庁内における関係課長会議や山形市再犯防止推進協議会等を通じて進行管理を行います。合わせて、法律や国の再犯防止推進計画、山形県再犯防止推進計画等の改訂状況なども注視しながら、PDCAサイクルを活用し、本計画の実行、評価、見直し、次計画の策定とつなげます。



## 1 再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

（国等の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（連携、情報の提供等）

第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

ない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第6条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に係る事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、

これを公表するよう努めなければならない。

第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

## 2 山形市再犯防止推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法第104号。以下「法」という。）の規定に基づき、山形市における再犯の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、山形市再犯防止推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) (仮称)山形市再犯防止推進計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、再犯の防止等を推進するために必要と認められる事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関及び団体に属する者その他市長が必要と認める者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、会長は、山形市福祉推進部長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長はその議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は構成員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 協議会の構成員及び構成員であった者は、会議を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、山形市福祉推進部生活福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月31日から施行する。

## 別表（第3条関係）

### 山形市再犯防止推進協議会

区 分	関係機関及び団体
国関係	山形地方検察庁
	山形保護観察所
	山形刑務所
	仙台少年鑑別所山形少年鑑別支所
	山形公共職業安定所（ハローワーク山形）
	法務省仙台矯正管区
山形県関係	山形警察署
更生保護団体	更生保護法人山形県更生保護事業協会
	山形地区保護司会
	山形市更生保護女性会
	更生保護法人羽陽和光会
関係団体	山形県地域生活定着支援センター
	山形地区協力事業主会
	山形県弁護士会
	社会福祉法人山形市社会福祉協議会
山形市	山形市福祉推進部

## 3 計画の策定経過

日 程	内 容
令和3年9月16日	第1回関係課担当者ワーキング（骨子案の検討）
9月27日	第1回関係部課長会議（骨子案の検討）
10月12日	第1回山形市再犯防止推進協議会（骨子案の検討）
12月13日	第2回関係課担当者ワーキング（計画案の検討）
12月23日	第2回関係部課長会議（計画案の検討）
令和4年1月11日	第2回山形市再犯防止推進協議会（計画案の検討）
2月7日	山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（計画案の報告）
3月15日	3月議会（山形市再犯防止推進計画の策定報告）

## 4 用語集

### 【か行】

#### ○学習生活支援員

生活保護世帯を含む生活困窮世帯を対象に、個別の家庭訪問や子どもの養育に必要な情報提供といった生活支援を行う支援員。山形市では生活福祉課に配置されている。

#### ○仮釈放

刑事施設等に収容されている懲役・禁錮の受刑者を、その収容期間が満了する前に仮に釈放する措置。釈放後は保護観察に付され、保護観察官や保護司からの生活指導や支援を受ける。

#### ○鑑別

医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上で、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すこと。

#### ○帰住先

矯正施設等から出所・出院した後に居住する予定の場所。

#### ○起訴

公訴を提起すること。検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示を内容とする訴訟行為。

#### ○起訴猶予

犯罪の事実が明白だが、犯人の性格や年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により、検察官が訴追を必要としないと判断したもの。不起訴処分的一种。

#### ○矯正施設

罪を犯した人や非行のある少年等を収容する施設。刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院をいう。

#### ○協力雇用主

犯罪や非行をしたことにより定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解したうえで雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

#### ○居住支援協議会

住宅の確保に特に配慮を必要とする人の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るため、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を行う協議会。

## ○刑事施設

刑務所、少年刑務所、拘置所の総称。

## ○刑務所

裁判で懲役、禁錮などの刑罰を言い渡された者を収容し、改善更生のための様々な矯正処遇を行い、円滑な社会復帰に資する役割を担う法務省所管の施設。

## ○刑法犯

刑法（危険運転致死傷、過失運転致死傷等を除く）及び爆発物取締罰則や暴力行為等処罰法などの特別法に規定される犯罪。

## ○検察庁

検察官の行う事務を統括する機関。検察官は、送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて、被疑者を起訴するか、不起訴にするかを決定する。

## ○更生保護

罪を犯した人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、自立や改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。

## ○更生保護施設

矯正施設等から出所した人や保護観察中の人で、身寄りがない、帰住先がないといった理由から、直ちに自立した生活を送ることが困難な人に対し、一時的な宿泊場所や食事を提供するとともに、社会復帰に向けた指導や援助を行う施設。

## ○更生保護女性会

犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と罪を犯した人や非行のある少年の更生支援活動を行う女性ボランティア団体。

## ○更生保護法人

法務大臣の認可を受け、犯罪や非行をした人たちの改善更生を助けることを目的とした更生保護事業を営む民間団体。

## ○コレワーク東北

東北6県の受刑者等の帰住地や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に応じ、企業のニーズに適合する者を収容する施設の情報提供などを行う法務省の機関。具体的には、受刑者・在院者の雇用を希望する事業主に対し、雇用情報提供サービ

ス、採用手続き支援サービス、就労支援相談窓口サービスの3つのサービスを提供している。

## 【さ行】

### ○在宅医療・介護連携室ポピー

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、在宅医療と介護の連携を図るために、山形市医師会内に設置している機関。市民と医療・介護事業者のための相談支援、在宅医療と介護の連携に関する会議や研修会の開催、課題抽出、医療介護資源の情報発信、人生会議（ACP）の普及啓発などを行う。

### ○再入者

受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者。

### ○再犯者

刑法犯により検挙された者のうち、過去に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者。

### ○再犯者率

刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率。

### ○執行猶予

有罪判決により刑の言い渡しを行うが、刑の執行を一定期間猶予し、猶予期間中に罪を犯さずに経過すると、刑の言い渡しを消滅させる制度。

### ○社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

### ○重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。

### ○住宅確保要配慮者

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」等に規定する住宅の確保に特に配慮を必要とする人。低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している者、保護観察対象者等をいう。

### ○少年鑑別所

家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される人等に対し、必要な観護措置を行うこと、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設。

### ○スクールソーシャルワーカー

課題を抱える児童への相談活動や保護者の支援・相談、関係機関とネットワーク構築等を行う、教育や福祉に関する知識や経験を持ち、教育相談に応じる資質と見識を有する者。

### ○スクールソーシャルワーク・コーディネーター

課題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関とのネットワークの構築、スクールソーシャルワーカーへの助言等の支援を行う専門職。山形市教育委員会に配置される。

### ○セーフティネット住宅

住宅セーフティネット制度に基づき、低額所得者や高齢者をはじめとする住宅の確保に配慮が必要な人の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅のこと。

### ○生活サポート相談窓口

失業や離職、病気など様々な困りごとを抱え経済的に困窮している人の相談を受け、関係機関と連携しながら課題解決に向けてサポートしている相談窓口。山形市社会福祉協議会と山形市役所の2か所に開設している。

### ○青少年指導センター指導委員

青少年の健全育成と非行防止等の活動を行う指導委員。平日の繁華街を中心とした街頭指導や長期休業期間中の各地区の巡回及び危険箇所の点検等を行っている。山形市教育委員会が委嘱する、民生委員・児童委員、主任児童委員、保護司、青少年育成推進員、教員、PTA会員等で構成される。

### ○成年後見センター

成年後見制度の説明や活用法の情報提供、成年後見申立手続についての相談等を受ける機関。山形市総合福祉センターの1階にあり、相談料は無料。

### ○相談支援事業所

障がいのある人やその家族、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行う相談窓口。市内6か所に設置している。

## 【た行】

### ○地域生活定着支援センター

高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする受刑者等に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉等の関係機関等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から出所後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関。

### ○地域包括支援センター

市内30地区を基本として14の圏域を定め、高齢者の保健医療の向上や福祉の増進を支援するため設置している機関。主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等を配置し、地域の身近な総合相談窓口として、地域で暮らす高齢者やその家族を介護、福祉、健康、医療などの様々な面から総合的にサポートしている。

## 【な行】

### ○認知件数

警察が発生を認知した事件の数。

## 【は行】

### ○罰金・科料

財産刑の一種で、罰金は1万円以上の金銭の納付を命じられる刑罰。科料は1,000円以上、1万円未満の金銭の納付を命じられる刑罰。

### ○非行少年

少年法に規定される次の少年。

- ①14歳以上で罪を犯した少年（犯罪少年）
- ②14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年（触法少年）
- ③罪を犯すという程度までには至らないが、保護者の正当な監督に服さなかったり、正当な理由がなく家庭に寄りつかなかったり、犯罪性のある者や不道德な人と交際したり、いかがわしい場所に入出入りして、将来罪を犯す危険性のある少年（ぐ犯少年）

### ○BBS会

様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。BBSはBig Brother and Sisters Movementの略称。

### ○不起訴

検察官が公訴を提起しないと決定する処分。主に下記の様態がある。

- ①被疑者死亡・公訴時効成立等により訴訟条件を欠く場合

- ②被疑者が犯罪時14歳未満や心神喪失状態にあるなど、被疑事実が犯罪の成立要件を満たさない場合
- ③被疑者が人違いである場合など、犯罪の嫌疑・証拠がない場合
- ④被疑事実が明白だが、被疑者の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により検察官が訴追を必要としないと判断した場合

#### ○福祉まるごと相談員

制度の枠におさまらない困りごとの相談に乗り、様々な制度や社会資源を活用しながら制度と制度をつなぐ役割を担う専門職。コミュニティ・ソーシャルワーカーともいう。

#### ○法務少年支援センター

少年鑑別所が、少年鑑別所法第131条に基づき、児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に関わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などに取り組むにあたり使用している名称。

#### ○保護観察

罪を犯した人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。刑務所等の矯正施設で行われる施設内での処遇に対し、社会の中で処遇を行うものであることから、「社会内処遇」と言われる。

#### ○保護観察所

保護観察や精神保健観察などを行う法務省所管の機関。各地方裁判所の管轄地域ごとに全国50か所に設置されている。

#### ○保護司

罪を犯した人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティア。保護司法に基づく法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施や犯罪予防活動等、更生保護に関する活動を行っている。

### 【ま行】

#### ○満期釈放

刑期の満了より、刑事施設等に収容されている受刑者などを釈放すること。

#### ○無料低額宿泊所

社会福祉法に基づき、生計困難者に対して無料または低額で提供される宿泊施設。

# 山形市再犯防止推進計画

令和4年3月発行

---

編集 山形市福祉推進部  
生活福祉課

発行 山形市  
〒990-8540  
山形市旅籠町二丁目3番25号  
TEL (023)641-1212(代)  
内線 595

